

12-6：災害時における電気設備等の復旧に関する協定 (兵庫県電気工事工業組合加古川支部)

加古川市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う電気設備等の復旧に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、加古川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 加古川市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

（要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した費用については、災害発生時直前における通常の実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め、別紙様式3により報告するものとする。
- (2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第11条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月4日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
代表者 加古川市長 樽本 庄一

乙 加古川市加古川町北在家2637番地
兵庫県電気工事工業組合 加古川支部
代表者 支部長 栗山 雅博